

障がい者相談支援事業所「なないろ」って何をするところ?

障がいのある方やそのご家族などを支援する相談窓口です。
障がいのある方の思いや希望を大切にし、住み慣れた地域で自分らしい生活が実現できるよう、一緒に考えていきます。
専門機関の紹介や、障がい福祉サービス事業所との調整などを通して、生活する中での困りごとを解決するお手伝いをします。

利用できるのはどんなひと?

障がいのある方、障がいのある児童とそのご家族など。

どんな相談ができるの?

たとえば…

自信がないけど、仕事をしてみたいな

通院や買い物などの送迎をしてほしい!

就学や子育てが心配…

私って何か福祉サービス使えるの?

子どもの将来のことを一緒に考えてもらいたいな

日中、通える場所をみつけて友達を作りたいな!

障がい
ぜんぱん
全般

ふくし
福祉
サービス

しゅうろう
就労
くんれん
・訓練

よか
余暇・
ちいせいかつ
地域生活

けんりようご
権利擁護

「こんな生活をくりたいな」をお聞かせ下さい。
どうしたら困りごとが解決できるのか、願いがかなうのか、
ご本人・ご家族・関わっているみなさんと手をつないで一緒に考えていきます。

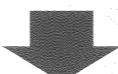
相談のながれ(計画相談)

1 受付



- ・「障がい者相談支援事業所なないろ」にまずご相談ください。
- ・お電話、来所での相談のほか、必要に応じてご自宅へも訪問します。

2 面談



- ・相談支援専門員が詳しいお話を聞きします。
- ・状況を整理して問題を明確にします。
- ・問題解決の方法をご本人(ご家族)と一緒に考えます。

3 申請

- ・計画案作成



- ・必要に応じて福祉サービス利用のお手伝いをします。

- ・サービス利用のため、市町村への申請を援助します。
- ・サービス等利用計画案を作成します。これは、あなたのご希望や困っていることを一緒に考え、応援する人たちとつながるための計画です。

4 支給決定

- ・計画決定

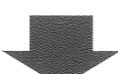


- ・利用するサービスが決まります。【サービス等利用計画・障害児等利用計画】

- ・市町村がサービス内容と支給期間を設定し、受給者証を発行します。
- ・ご本人(ご家族)、サービス担当者、ケースワーカーなどの関係者が集まって話し合い、ご本人(ご家族)の承諾のもとに、正式な利用計画が決定します。

5 利用

- ・振り返り



- ・計画にそってサービスを利用します。

- ・定期的に支援の経過についてお話を伺い、必要に応じて、支援方法の見直しを検討します。【モニタリング】

6 計画見直し

- ・または終結

- ・モニタリングの結果によって、サービスの利用継続や見直しをします。

- ・ご本人の社会参加が促され、生活の質が向上したら相談は終結します。

一緒に考え、すぐに解決しない場合でも、
継続的にご相談をお受けしたり、ニーズに応じて専門機関をご紹介したりします。



相談は無料です

「障がい者相談支援事業所ないろ」を利用するには?

- まずはお電話でお問い合わせください。
- 事業所への来所相談、必要に応じてご自宅への訪問も行います。



◎相談は無料です
◎秘密は守ります

【お問い合わせ先】社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

障がい者相談支援事業所 ないろ

電話 0243-24-7825 フax 0243-24-7760

〒969-1203 福島県本宮市白岩字堤崎 494-22 (本宮市白沢総合支所内)

メール : (代表) m.shakyo@crux.ocn.ne.jp

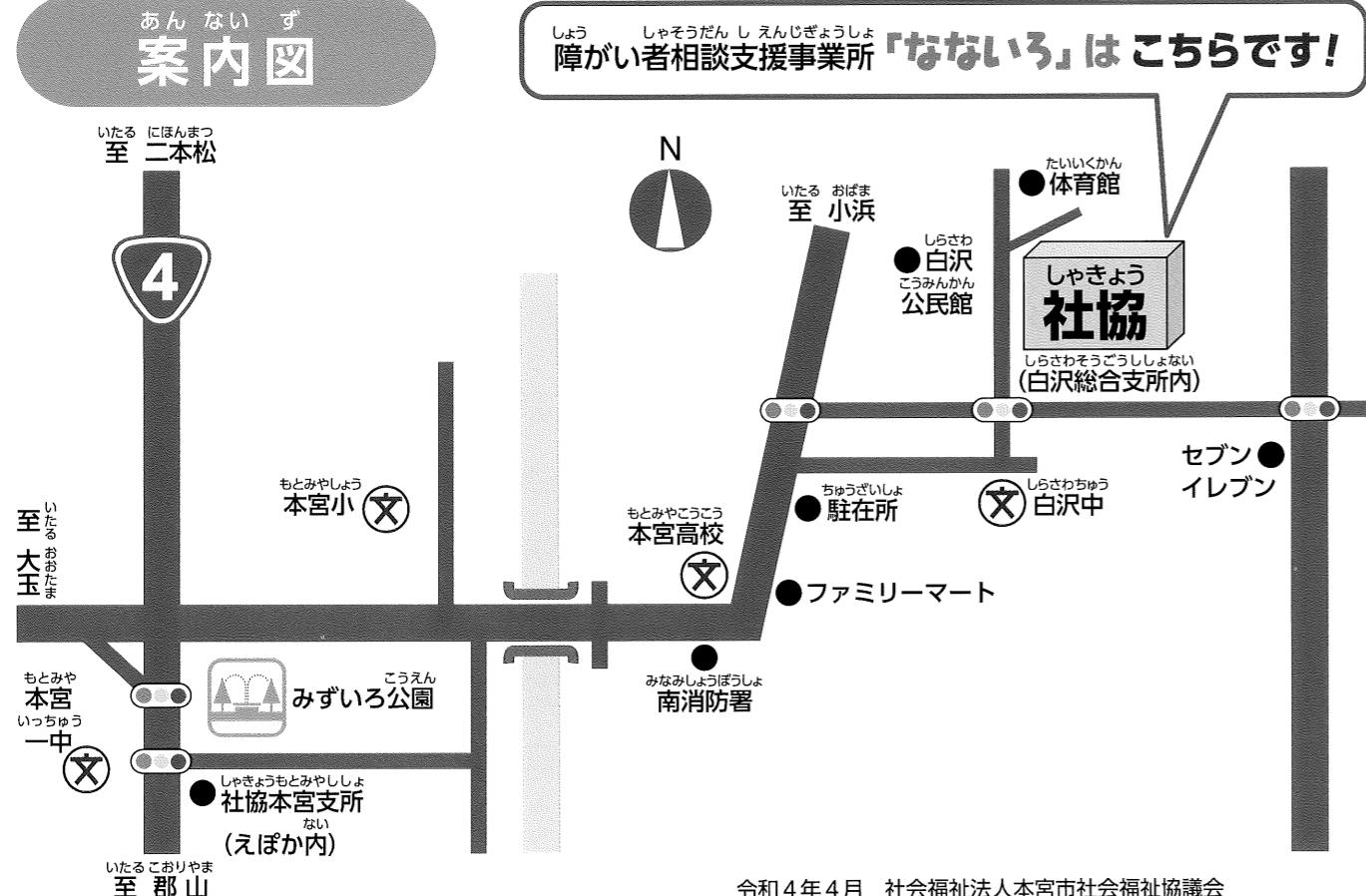


ホームページ
QRコード

URL : <https://schit.net/motomiya-shakyo/>

利用時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日を除く)

案内図



障がい者相談支援事業所「ないろ」はこちらです!

指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業者

障がい者相談支援事業所

なないろ

なないろの虹のように☆
いろいろかがや
それぞれの色が輝くように☆

まずは、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

障がい者相談支援事業所 ないろ

電話 (0243) 24-7825